

選定 10 周年記念

重要伝統的建造物群保存地区

小浜西組

～共に歩み 未来へ繋ぐ～

平成 31 年 3 月

小浜市教育委員会 文化課

目 次

1	はじめに	1
2	小浜西組町並み協議会の挨拶	2
3	「小浜西組」の概要・特色・実施経過	3
4	重伝建地区選定10周年記念事業について	6
5	記念講演要旨	13
6	小浜西組 新マスタープラン2018	17
7	修理修景事業の記録	22
8	資 料	32



横山家住宅

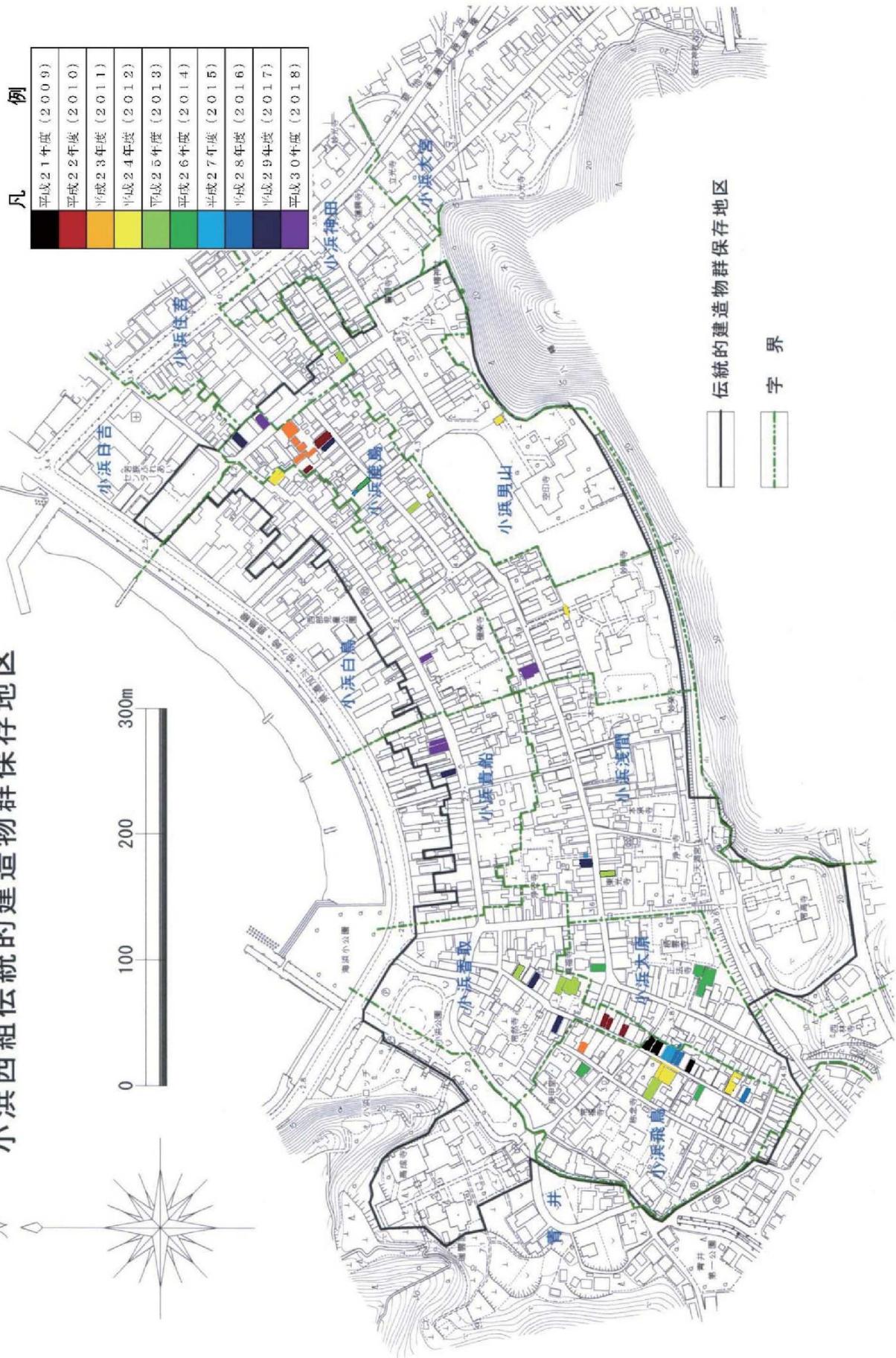
(平成 25 年度 修理)



高島家住宅

(平成 26 年度 修理)

小浜西組伝統的建造物群保存地区



1 はじめに

小浜西組重要伝統的建造物群保存地区は、商家町・茶屋町・寺町を含む丹後街道を基軸とした町割全体が、近世城下町の歴史的風致を保持しているものとして評価され、平成20年6月9日に重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。この度、選定から10年の節目を契機にこれまでの修理修景の歩みと10周年記念事業を記録するため、本誌を発行することとなりました。

選定以来、市においては、都市計画と連携しながら歴史的な町並みの保全を行うとともに、伝統的建造物に係る税制優遇措置や修理修景事業に対する補助といった助成制度を整備してまいりました。一方、保存地区においては、小浜西組町並み協議会を中心となり、住み続けられる町を目標に様々な活動を展開して、町並み保存に取り組んでいただきました。このような中、国においては、昨年6月に文化財保護法が改正され、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域総がかりで、その継承に取り組んでいく必要性が示されました。小浜西組は、本市が国から認定をされております「御食国若狭と鯖街道」および「北前船寄港地・船主集落」という2つの日本遺産においても重要な構成文化財となっており、本市の文化財を活かしたまちづくりにおいて欠かせない文化財となっております。今後は、住民の皆様と協働した文化財の保存と活用がいっそう問われることになるため、小浜西組の取組みを、地域の皆様と共に次のステージへ進める所存でございます。

小浜西組の美しい町並みは、そこで生活する人々によって創られ、多くの人々の努力で守り継がれてきたものであり、今後も住む人、訪れる人を魅了するまちであり続ける信じております。

結びになりますが、小浜西組重要伝統的建築物群選定10周年記念事業の開催にあたり、ご尽力いただきました実行委員会をはじめ、小浜西組町並み協議会、地域の皆様、関係機関の皆様に心から御礼を申し上げ、刊行の言葉とさせていただきます。

平成31年3月

小浜市教育委員会 教育長 窪田 光宏

2 小浜西組町並み協議会の挨拶

小浜西組 重伝建選定10周年に思うこと

小浜西組町並み協議会 前会長 澤口 輝禪

平成20年6月に小浜西組が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されて、早や10年の歳月が経ちました。

選定に至る経過を振り返ってみると、平成のはじめごろ、飛鳥、香取区の茶屋町の方々から、「この地区に残る伝統的な家屋が次第に壊されていくのは惜しい、何とか保存することはできないか」という相談が市役所に寄せられ、その後、市が専門家を招いて西組地区の家屋調査を行い、保存すべきであるとの結論になりました。

平成7年には該当8区より委員が選出され、「小浜西組歴史的地区環境整備協議会」(小浜西組町並み協議会の前身)（初代会長 大島久男氏）が発足し、住民説明会が行われ始めました。しかし、はじめのころは、住民の方々に中々理解してもらえず、「暗い、狭い、古い家を保存する意味があるのか」「規制がかかって、自由に家を建てられないのはこまる。」といった否定的な意見が強かったようです。が、次第に理解者も増え、伝統的な町並みの良さも見直されてきて、ようやく平成20年に「保存計画」を8区で承認して選定が決まりました。

選定されてからは、理解者も増え、順調に建物の修理修景が進んできて、町並みも整えられてきております。現在は、茶屋町の道路整備工事や丹後街道の側溝工事などが行われておりますが、そういった街路整備事業が一段落すれば、また一段と風情のある町になっていくと思います。

また、西組町並み協議会も活性化部会が中心となり、町屋でフェスタ、町家で花嫁行列、一門一灯運動等を行って、地区を盛りあげてきました。少しずつではありますが、商店や、民泊が増えつつあります。やがて、新幹線が敦賀まで延伸し、さらに小浜にも停車することになり、西組地区を訪れる観光客も一層、増えてゆくでしょう。

昨年の10周年記念式典の際に中島会長があいさつで「・・・10年前重伝建に選定されていなかつたら、この町はどうなっていたでしょう」と発言されていましたが、選定されて、良い方向に進んできたと思います。これも地区住民のご協力、担当市職員の熱意のおかげと、感謝せずにほれません。

これからも、国の史跡に指定された後瀬山城と守護館跡の整備や、取り壊しが決まっている鹿島区の福祉センターの跡地をどう活用するかなど、懸案事項もいろいろあります、多くの方々の力を結集して、良い方向に進んでくれますことを願っている次第です。

3 「小浜西組」の概要・特色・実施経過

小浜市小浜西組伝統的建造物群保存地区は、小浜湾沿いの砂州上に展開する町並で、地区内には後瀬山麓を巡るように丹後街道が貫通し、街道沿いに商家町、山麓には社寺が密集した寺町のような景観をみせる。また、地区西端には茶屋町が形成されている。

小浜は古くから若狭の中心地であり、中世の頃には日本海側屈指の湊町として繁栄。大永2（1522）年には若狭武田氏が後瀬山城（国史跡）を築き山麓に居館を配置し、町を整備した。

江戸期になると、京極家が小浜城の築城を開始し、城を中心としたまちづくりを進め、小浜の町は町人地として整備され、東・中・西の3組に分けられた。

現在、小浜西組で構成される町並みは現存する明治4（1871）年の地籍図とほぼ同じであり、中世以降の街路や地割りをよく留めている。

選定日	平成20年6月9日
所在地	小浜香取及び小浜飛鳥の全域並びに小浜男山、小浜鹿島、小浜貴船、小浜大原、小浜浅間、小浜白鳥、小浜日吉、小浜住吉、小浜神田及び青井の各一部
種別	商家町・茶屋町（中世の港町から発展した近世城下町）
面積	約19.1ha
選定理由	(二)伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの
伝統的建造物の数	合計335件（建築物273棟 工作物46件 環境物件16件）
人口・世帯数等	（人口）853人（世帯数）375世帯

※平成30年9月3日現在



八幡神社大鳥居



三丁町（茶屋町）



丹後街道石標

【町並み保存の経緯】

- 平成 2 年～ 4 年
 - ・小浜西部地区の調査
- 平成 5 年～
 - ・住民対象の説明会等実施
- 平成 7 年
 - ・小浜西部歴史的地区環境整備協議会（小浜西組町並み協議会の前身）発足
- 平成 9 年
 - ・小浜町並み保存資料館開館
 - ・保存条例制定に向けたアンケート実施
- 平成 10 年
 - ・小浜市伝統的建造物群保存地区保存条例制定
- 平成 14 年
 - ・保存地区決定に向けたアンケート実施
 - ・小浜市歴史的景観形成助成事業開始（市単独）
- 平成 15 年
 - ・町並みと食の館（元料亭・酔月）開館
- 平成 16 年
 - ・市役所内に他課と連携するワーキング部会を組織
- 平成 19 年
 - ・小浜西組 8 区揃って、伝統的建造物群保存地区としての決定に同意
- 平成 20 年
 - ・伝統的建造物群保存地区保存計画の決定
 - ・国の重伝建地区に選定
 - ・小浜市市税条例および小浜市都市計画税条例の特例に関する条例制定
- 平成 21 年
 - ・建築基準法の制限の緩和に関する条例制定
 - ・市役所内の関係課によるまちなみ保存整備チーム設置
 - ・初めての重伝建補助事業開始
 - ・小浜西組町並み協議会が小浜西組マスタートップラン作成
 - ・小浜西組町並み協議会が行灯による一門一灯運動実施
 - ・小浜西組町並み協議会が街路整備検討委員会を組織
 - ・小浜ウエスト物語 2010 開催
 - ・小浜西組町並み協議会が小浜市に街路整備要望を提出
- 平成 22 年
 - ・小浜西組地区防災計画策定
- 平成 23 年
 - ・町家 de フェスタ開催（平成 25 年・平成 26 年・平成 27 年も実施）
- 平成 24 年
 - ・小浜地区中・西部地域まちなみ整備事業説明に伴い街路整備要望を提出
- 平成 25 年
 - ・地域づくり団体全国研修交流会福井大会参加
 - ・都市再生整備計画事業（小浜地区中・西部地域）調査設計
- 平成 26 年
 - ・日本遺産「海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群～御食国若狭と鰐街道」
 - ・旧香取交番跡地に「ポケットパーク」整備
 - ・元料亭「蓬嶋楼（ほうとうろう）」公開
 - ・小浜町並み保存資料館移転
- 平成 27 年
 - ・都市再生整備計画事業（小浜地区中・西部地域）街路整備着手
 - ・まちの駅開館
- 平成 28 年
 - ・未計画街路整備・後瀬山周辺活性化の要望を提出

- 平成29年 • 大規模火災訓練（香取区周辺）
- 平成30年 • 日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間
～北前船寄港地・船主集落～」
- 小浜西組重伝建地区選定10周年記念事業

【小浜西組町並み協議会の活動】

- 平成21年 • マスタープラン（地区のまちづくり実施計画）作成
作成は、地区の30～40代を中心に委員会を組織し、実施内容を短期・中期・長期ごとに分類。
- 平成30年 • 新マスタープラン作成
選定10周年に合わせて改定。まちづくりの9つのテーマを掲げる。

《一門一灯運動》

地区内の伝統行事にあわせて、その周辺の各戸に自分達で作製した行灯を設置。
現在、役員宅の数軒には行灯を設置しているが、いずれは全戸に設置し、子どもたちや地域住民の安全を守るとともに、町並みの情緒を盛り上げていく予定。

《町家deフェスタ（縁日）の実施》

7月末開催の庚申大祭に合わせて、三丁町地区（茶屋町）で出店（空き家活用）、屋台、散策ツアーやライトアップ等を他団体の協力により、実施。

《町並み月報発行》

協議会の役員会報告、地区の進捗状況などを地区住民の方に理解してもらうため、町並み月報に内容をまとめ、毎月発行（～H27）。H28から3か月毎に発行。

《よろず相談所（空き家対策）の開設》

各区の空き家を調査。所有者の意向を確認し、協議会ホームページに売買・賃貸等、平面図等を掲載。定住促進を図る。



一門一灯運動



町家deフェスタ

4 重伝建地区選定10周年記念事業について

小浜西組は、平成20年6月9日に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されてから、平成30年で10周年を迎えることとなった。

そこで、重伝建地区への理解を深める契機とともに、中世からの町割りが遺る風情ある町並みの魅力を広く発信し、多様な視点から小浜西組を見つめ直すことで、新たな魅力を掘り起こし地域活性化に繋げるため、選定からちょうど10年目となる平成30年6月10日に記念事業が実施された。

記念事業は、記念式典・町並み再発見事業・賑わい広場の3つの事業に大きく分けられ、記念式典では、町並み保存調査時から指導をいただいている吉岡泰英氏（元一乗谷朝倉氏遺跡資料館長）の基調講演会や地元住民によるまちづくりの新マスターplan発表などが行われ、保存地区選定から10年の歩みを振り返り、小浜西組のこれまで・これからを考える契機となった。

また、町並み再発見事業では、小浜西組の歴史の広さや深さを大人から子どもまでに分かりやすく、体感的に伝えるため、地区内の秘仏の特別公開や、重伝建事業の補助金で改修された物件の見学会、小浜町並み保存資料館での古絵図・古写真・後瀬山城跡出土品の特別展示が実施され、それらを巡る町あるき散策ツアーが開催された。町あるき散策ツアーには後瀬山城跡を通るコースも用意され、県外からの参加者も多くみられた。また、小浜西組に隣接するまちの駅では、こま回しやおはじき・お手玉・手遊び歌など、昔なつかしい遊びを体験する場が設けられ、子ども達で賑わった。

小浜八幡神社の境内に設けられた賑わい広場では、商人のまちとして栄えた西組の歴史をふまえ、「鳥居をくぐれば江戸時代」をコンセプトとして、京都の劇団おさだ塾による江戸時代の芸商人の暮らしが実演され、来場者は境内に出現した異空間を楽しんだ。また、当日は江戸時代の衣装に扮した市民有志による出店も出され、会場の雰囲気を盛り上げた。

中世から続く、商家町・茶屋町・寺町の複合的な要素を含んだことによる小浜西組の魅力を一言で伝えることは難しいが、地区全体を会場として同時に様々なイベントを実施することで、来訪者にその一端を分かりやすく伝えることができたように感じる。

記念事業の実施にあたっては、地区住民で構成される小浜西組の町並み保存団体「小浜西組町並み協議会」を中心として、多くの市民団体が一丸となって実行委員会を立ち上げ、協力しあって無事事業を完了することができた。選定10周年の記念事業によってできた繋がりを大切に小浜西組の次の10年に繋げていきたい。

主 催：小浜西組重伝建地区選定10周年記念事業実行委員会

共 催：小浜西組町並み協議会・小浜地区まちづくり協議会・小浜市

事業協力：劇団久須夜・ミュージックフレンズ・KISUMO小浜・

小浜市の歴史と文化を守る市民の会

記念式典

小浜西組の町並みを見渡す古刹 常高寺の本堂において開催された記念式典は、小浜西組重伝建地区選定10周年記念事業実行委員会（以下委員会）の中島委員長（現小浜西組町並み協議会会长）のあいさつで始まり、松崎小浜市長、文化庁・西山文化財調査官、西川知事代理の北嶺南振興局長から祝辞をいただいた。

続いて、重伝建地区選定前の町並み保存調査時からお世話になっている、小浜市町並みアドバイザーの吉岡泰英氏（元福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館長）による基調講演会が開催され、「小浜と小浜西組、そしてこれから」と題して講演をいただいた。

その後、文化課から小浜西組10年間の活動報告、小浜西組町並み協議会（以下協議会）の若手会員による新マスターplanの発表が行われ、最後は協議会の澤口会長（当時）の閉会のあいさつによって終了した。

小浜西組のマスターplanは、地区のまちづくり実施計画として、重伝建地区選定後の平成21年に、当時の協議会の30～40代の会員によって作成されたもので、今回、選定10周年を機に、現在の30～40代の若手会員が集まりマスターplanの改定が実施され、記念式典において新たなマスターplanとシンボルマークがお披露目された。

式典の開会前、新マスターplanの発表時には、それぞれ委員会有志および新マスターplan作成者たちが製作した小浜西組のプロモーションビデオが流され、好評を博した。

式典には、約70名が出席し、地区住民のほか、熊川宿をはじめとする近隣市町の重伝建地区の皆様にも多数参列をいただいた。

※吉岡氏による基調講演会の要旨および、新マスターplanの全文については、

13ページおよび17ページに記載する。



中島実行委員長



澤口協議会長(当時)



基調講演会



マスターplan発表

町並み再発見

小浜西組 町あるき散策ツアー（若狭人魚伝説×山歩き）

小浜西組 町あるき散策ツアーは、八幡神社をスタートして小浜西組を散策しながら神明神社から後瀬山登山を行い八幡神社でゴールするというルートで午前中のみ実施した。小浜西組を歩いている時は、中世に小浜が港湾都市として繁栄し、その後若狭武田氏や京極氏、酒井氏により町割りがなされ、現在まで良好に港町小浜の風情を残すことから、平成20年6月に重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことを説明した。登山は神明神社登山口から行い、登山中は神明神社や八百比丘尼などについて説明をしながら山を歩いた。愛宕神社本殿・拝殿のところで若狭武田氏と後瀬山城跡のことを説明した。前日の降雨により滑りやすくなり、足元は悪かったが参加者は楽しみながら登山を楽しんでいた。



後瀬山登山 後瀬山城跡主郭



後瀬山登山 愛宕神社登山口

小浜西組 町あるき散策ツアー（港町賑わい再発見ツアー）

当日午後から、小浜西組が重要伝統的建造物群保存地区に選定されてから修理を実施した中から村松邸、岡田邸、佐野邸、ナガタカフェ、上中邸、松原邸の見学を行った。岡田邸や上中邸、松原邸では家の中に入ることができ、生活の様子を垣間見ることができ、小浜西組伝統的建造物群保存地区に対する理解が進んだと考えている。



小浜西組①



小浜西組②

町あるき秘仏公開

若狭は「海のある奈良」とも称されるように、文化遺産が濃密に分布していることで全国的に知られている。それは京の都に近く権門勢家の莊園が多く設けられたことや、西津・小浜が日本海交易の中心港湾として栄えたことも大きな理由と考えられる。

小浜市内に所在する寺社は古代から中世には松永・遠敷・今富などの小浜東部に多く造営され、明通寺・神宮寺・若狭彦神社・若狭姫神社・国分寺・妙楽寺・圓照寺などが所在している。中世以降は西津・小浜に港湾が設けられ、その権益を求めて多くの人々が集まるようになった。その中には財を成した人もいたと思われ、それらに対して布教を行うなどしたため多くの寺院が設けられと考えられる。

今回、小浜西組伝統的建造物群保存地区内に所在する秘仏を寺院のご厚意により観覧することになった。高成寺（木造千手觀音立像）、栖雲寺（木造阿弥陀如來坐像）、東光寺（木造藥師如來像）、本承寺（木造大黒天立像）、淨安寺（木造船船觀音像）、極樂寺（木造阿彌陀如來坐像）の秘仏を観覧した。

今回の町あるき特別公開では、足利氏や若狭武田氏所縁の寺院を巡るということでそれぞれの寺院の来歴についても説明を行った。

高成寺所蔵木造千手觀音立像は、『若狭郡県志』の記述から古くは若狭姫神社の傍らににあったことが判明し、『延喜式』記載の若狭姫神社（遠敷明神）*本地仏千手觀音との関連も考えられる。この高成寺所蔵木造千手觀音立像は、小浜地区唯一の重要文化財（彫刻）である。

なお、指定にはなっていないが、淨安寺では秘仏の木造船船觀音像を観覧することができ、参加者は大変満足そうであった。

今後も多くの方々に小浜西組に所在する文化遺産を広く知って頂くため、出前講座や町歩き散策ツアーを開催していきたい。

*本地仏・・・諸説あるが、本来の姿は仏教の仏、その仮の姿が神道の神ということ。



本承寺



淨安寺

町並み保存資料館での特別展示

展示の概要と様子

中世・近世の城下町・湊町として繁栄した若狭 小浜に位置する小浜西組地区は、江戸時代の町割りの特色を色濃く残し、現在に生きる私たちを江戸時代の町にタイムスリップさせてくれる貴重な文化財である。そのことを広く周知するため、重伝建地区に位置する史跡後瀬山城の武田氏居館跡の発掘調査で確認された中世の人々の日常生活を伝える史料や、小浜藩主酒井家の資料である酒井家文庫（小浜市指定文化財）に残る江戸時代の町絵図や古文書史料を通して、昔の小浜西組に生きる姿を紹介した。

当日は、小浜八幡宮の近くに位置する資料館に立ち寄られ、展示資料から町並みの歴史を学んでから町並み散策や秘仏公開を巡るお客様が多く、小浜西組を学び・楽しむキッカケとなったようである。

今後も、町並み保存資料館の展示スペースを活用して、小浜西組、小浜湊の文化・歴史を紹介する機会を作る大切さを実感した。

展示構成と出品文化財

第1部：史跡 後瀬山城跡から窺う人々の暮らし

- ・後瀬山城跡（守護居館跡）から発掘された考古史料（茶器類・生活用具など）

第2部：江戸期の小浜湊の様子

- ・江戸時代の小浜湊を描く町絵図（パネル展示）

「宝永頃小浜町図」 1704～1710年頃（酒井家文庫資料）

- ・日記から見る人々の暮らし

「若狭国小浜町人の珍事等書留日記」 嘉永七年

- ・近代小浜湊の様子

近代の絵葉書資料 「蓬嶋樓絵葉書」・「世組屋旅館絵葉書」・

「小浜高成寺の絵葉書」

明治の町案内資料 『遠敷郡小濱案内』・『小濱案内』



展示の様子1



展示の様子2

なつかし遊び

小浜市文化協会に所属する市民団体「ミュージックフレンズ」が中心となり、小浜市のまちあるき観光の拠点「まちの駅」（小浜市小浜白鬚）でなつかし遊びが開催された。

小浜西組のいまむかしを体感し町並みの魅力を再発見する事業にちなみ、昔なつかしい遊びを、まちの駅の中心施設である近世の芝居小屋「旭座」で体験するイベントとして実施された。旭座の中でおはじき・お手玉・福笑い・絵描き歌・折紙・けん玉の室内遊びが、まちの駅の広場でメンコ・こま回し・まりつき・はねつきの外遊びができるコーナーが設けられ、旭座の中では手遊び、みぶりうたの伝承も実施された。

旭座は1日中子ども達で賑わい、子ども達は遊びの先生（ミュージックフレンズの会員）から遊び方を教わり、真剣な様子で遊んでいた。外遊びのコーナーでは、子ども達に混じり童心にかえったようにメンコやこま回しに挑戦する大人の姿も散見され、約70名がなつかし遊びを楽しんだ。



室内遊びの様子1



室内遊びの様子2



外遊びの様子1



外遊びの様子2

賑わい広場（おさだ塾公演）

小浜西組地域は、かつては商家や寺社仏閣が立ち並ぶ賑やかな地域であった。また、西側には京都の祇園を思わせる風情ある町並みが続き、昭和までは茶屋町として多くの人が行き交い、住む人々の元気な声が絶えることはなかった。平成に入り、商家町、茶屋町としては静かになっていく中で、住民が主体のまちおこしイベントが開催されていく。そのひとつの「町屋deフェスタ」は、重伝建地区に選定された趣ある町並みを舞台に、様々な出店が立ち並び、地域大人から子供まで集え、喜ぶイベントである。また、アートでも地域を盛り上げようとする動きもあった。伝統的な町屋の中に個性が光るアート作品が展示される様子はまさに近代アートそのものである。地域住民だけでなく、インバウンドにも支持されるものであった。

ただ、それらは、この過疎化が進む地域の小さなまちにおいて、どれだけ意欲があつたとしても、なかなか継続していくことは難しい。かつて子供の声が絶えなかつた通りは閑散と/orしてしまった。その中で選定10周年を迎えた重伝建地区では、京都で活躍し、定期公演は毎回大盛況の人気劇団「おさだ塾」を迎え、八幡神社において、まるで江戸時代にタイムスリップしたかのような公演が開催された。江戸時代の住民に扮した劇団員による舞台、そして客が劇団員と直接触れ合いながら当時の玩具などの買い物ができる出店でのパフォーマンスは、見たことがないはずの江戸時代の賑わいを肌で感じることができたのではないだろうか。もちつきや南京玉簾、竹で作った玩具などは懐かしく、そして新しい。子供から大人まで心躍る一日になったことは間違いない。そして、公演が行われたこの日、地域住民は同じく江戸時代の住民に扮し、手作りのうどんやそば、団子などの食事、手作りの雑貨などを販売し、訪れた人をもてなした。地域住民がこの日のために長い間準備に時間を費やした出店は、最後まで客が途切れることはなく、忙しくも活き活きと着物姿で活躍する住民たちを見ることができた。

このおさだ塾による公演、地域住民によるおもてなしは、選定10周年記念イベントを大いに盛り上げ、地域に賑わいを取り戻した。地域住民のこのイベント、そして西組に懸ける思いの強さが表れていたのではないだろうか。この日は、かつての賑わいを彷彿とさせる日となつたが、これきりのものにすることはせず、今後も地域に住む人たちとともに、西組の賑わいを取り戻し、以前のような住民の元気な声が途切れないよう、力を尽くしていくなければならない。



公演の様子



5 記念講演（講演要旨）

「小浜と小浜西組、そしてこれから」

吉岡 泰英

1、変わる文化遺産のとらえ方

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴まち法）」（文科省、農水省、国交省共管）が平成20年11月に施行されました。この法律は、都市、農山漁村等における良好な景観形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造、個性的で活力ある地域社会の実現を図ること等を目的とするもので、景観法を補完し、古都保存法で指定できない地域へ対応し、複数の文化財をエリアとして守るものともいえ、文化財行政とまちづくり行政を連携・協働させる点で評価されています。

歴まち法の第一条で「地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（以下、「歴史的風致」という）の維持及び向上を図るため、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣による歴史的風致維持向上基本方針の策定及び市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定、その認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置、歴史的風致維持向上計画に関する都市計画の決定、その措置を講ずることにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、もって都市の健全な発展及び文化の向上に寄与すること」と述べています。すなわち、「歴史的風致」の維持及び向上を図るため、国が基本方針を策定し、その基本方針に基づき市町村が「歴史的風致維持向上計画」（歴史まちづくり計画）を作成、その計画が国から認定を受けると、その計画に基づく開発行為等について特別措置やその計画に関する都市計画決定などの特別の措置や認定と連携した交付金等の支援措置の特例がとられ、平成29年3月現在、金沢市、高山市など62市町が認定されています。

市町村で作成する「歴史的風致維持向上計画」（歴史まちづくり計画）の前提となるのが歴史文化のマスタープラン「歴史文化基本構想」で、これに基づいて「歴史まちづくり計画」を作成して、基本構想で定めた「歴史文化保存活用区域」（ここでは有形文化財だけでなく、無形文化財も含めており、伝統産業や伝統芸能の支援も含まれている）を法の「重点区域」と合わせることで、効果的にさまざまな施策を行いやすくなります。また、景観法の「景観地区」の範囲と合わせることで、景観の保全及び形成のための施策を総合的に利用することが出来ます。

2、小浜西組の価値

小浜西組は、福井県南西部に位置する若狭湾に面した小浜市の中心市街地の一角に位

置していて、この地区の南東接して、史跡後瀬山城跡があります。小浜は古くより若狭の中心であり、古代国府は少し内陸部の現在の小浜市東部地域と考えられていますが、京に最も近い日本海側屈指の湊町として繁栄したことから、中世には政治の拠点もこの湊町の存在した河口付近に移動しました。室町期になると、青井山の麓に安国寺とされる高成寺が置かれるとともに、若狭守護武田氏5代元光は大永2（1522）年に後瀬山に城を築くと共に、麓に居館を設け、町の整備を行って以後、朝倉氏、丹羽氏、浅野氏、木下氏等が入れ替わり入城しますが、大きな変化はないと考えられます。

しかし、慶長5（1600）年の関ヶ原の戦いで功績のあった京極高次が小浜に入部すると、後瀬山城を廃し、東の二つの河川（北川、南川）の河口に新たな城の築城を開始し、これを核としたまちづくりを進めたことにより、武家と町人の混在する従来の小浜町は町人地として整備される事となり、京極氏に代わった酒井氏がこれを受け継いで完成させました。この町人地として整備された小浜町は、慶長12（1607）年には大きく東西2組に分け、さらに、貞享元（1684）年には西組の八幡小路を境に、中、西の2組に分割し、東、中、西の3組となります。この西組が保存地区の基軸で、また、文献等によれば江戸期には9度の火災が記録されており、こうした火災から町を守るため、町の中央に防火帯として堀川を設けたとされています。

西組は、東西の八幡神社、常高寺の参道筋に門前町、東西に貫通する丹後街道を中心とする商家町、西端の三丁町と呼ばれた茶屋町で構成され、後瀬山山麓には大きな境内を持つ寺社が配置されています。明治以降は、一部に新たな洋風建築も建てられるようになります。白鳥会館（明治22年、国登録）・高鳥歯科医院（大正14年、国登録）なども残されている。大正7（1918）年に小浜線が開通し、町の構造も大きく変化し始めることになりました。

現在の町並みは、明治21（1888）年の大火後の建築が主体であるものの、その地割は明治4（1871）年の地籍図に示された中世以来の歴史を良く留めており、茶屋町だけでなく、丹後街道沿いに形成された商家町や街道を基軸とした町割全体が価値を持っていることが調査により判明しました。西組は、本来、山麓の寺社とその門前町、丹後街道沿いの商家町、そして茶屋町という多様な構成でしたが、現在は住宅が多くを占めています。全国的には単一的な街並みが保存対象になっていることが多い中で、この多様性は魅力の一つで、言い換えると、単一的な機能の街では見られない、今も機能する、生活する、暮らしのある街です。これに、背後の後瀬山や青井山・小浜公園、そして小浜湾という海も加わってきます。そして小浜には放生会や地蔵盆という地域共同体を維持する祭りが生き続けていることも街並みの維持にとって大きいといえます。

3、小浜と小浜西組のこれから

文化財を見る時、重要なのは、「まとまり」—「群」として見るという視点です。伝統的建造物群—いわゆる町並みはこうした総体的な視点から判断される文化財の最たるもの。一戸一戸の建物としてみれば、明通寺本堂などに比べれば少し見劣りするかも知れません。しかし、これがまとまりとして、町並みとして見えた時、大きな力として訴えてきます。一人一人の力は小さいが、これがまとまるとき大きな力になる事と同じ

です。また、群、まとまり—これを、切り口あるいはストーリーと言い換えても良いと思います。こうした目で個々の歴史遺産を見つめ直すと、その価値がより際立つと共に、より大きな力で訴えます。

例えば、小浜を代表する祭りである放生祭を見てみると、もちろん山車やお囃子、舞と盛大で様々な芸能を内包した価値があり、県指定となっていますが、これが執り行われる舞台となる重要伝統的建造物群保存地区に選定された町並みを欠いてしまえば、その魅力は半減するでしょう。町並みも祭りの時はより輝いて見え、ハレ姿といつていいでしょう。祭りと町並みはセットになれば、1+1以上の力を發揮するということです。これに国史跡後瀬山城跡を加えると更に魅力が増します。後瀬山城跡は、戦国期若狭の中心的城郭であり、且つ、遺構が良好に残されていることで国の指定となっています。加えて、この城を築いた武田氏のまちが、現在の小浜のまちの出発点でもあることから、景観上の小浜市のシンボル的存在で、且つ、皆様の身近な位置にあります。これも大きな魅力です。近世初頭に新たな小浜城が築かれたこともあって、後瀬山城跡は大きな開発の手が加えられず、護られてきたため、植生上、新緑・紅葉なども美しく、自然景観としても優れています。そして、忘れてはならない魅力は、周囲に伝統的な町並みや寺社群を擁していることです。後瀬山城跡の魅力は、この町並みとの関係抜きには語れないと思いますし、この町並みを失えば、城は落城寸前と言わなければならぬでしょう。もちろん、これらの遺産を考えれば、おのずと小浜城と繋がってきます。復元を目指している小浜城の石垣や構造と後瀬山城との比較、小浜城と酒井氏、雲浜獅子、再び放生祭、町並みと様々な繋がり、ストーリーが見えてきます。このように、「まとまり一群」として個別文化財を捉えたとき、「個」の持つ特性はより一層明らかになるといえます。また、群としての括り方は重層的かつ多様であり、様々な取り上げ方があると思います。

小浜市は若狭町と共同して文化財総合的把握モデル事業を実施し、これを受け「小浜市・若狭町歴史文化基本構想、小浜市・若狭町歴史文化保存計画」を平成23年3月に定めています。これを見ると、「わたしたちの地域（小浜市・若狭町）は「自然に囲まれた安定社会」を基礎とし、「海に面した開かれた交流」が「御食国」の成立と発展の歴史を創ってきた。これらの交流の発展は、地域一円に、地域に深く密着した「食」や「民俗」を育んだまち、むらの豊かな展開を見せることとなった」とし、当該地域の歴史文化のまちづくりの将来像を「御食国若狭の継承、そして発展」とし、サブテーマを「若狭の文化 食にあり」と設定し、文化財の特徴、時代区分、地域的な分布状況、核となる遺産、保存活用区域設定の可能性などを勘案し、5つの文化財群に区分しています。その一つ「海に開かれた小浜城下町」の関連遺産群の核として小浜西組伝統的建造物群保存地区、史跡後瀬山城跡は極めて重要です。

また、平成27年には「海と都をつなぐ若狭の文化遺産群—御食国若狭と鰐街道—」として、日本遺産に認定されています。ここでは「日本海にのぞみ、豊かな自然に恵まれた若狭は、古代、海産物や塩など豊富な食材を都に送り、朝廷の食を支えた「御食国」の一つであり、御食国の時代以降も「若狭の美物（うましもの）」を都に運び、京の食文化を支えてきた。近年「鰐街道」と呼ばれる若狭と都をつなぐ街道群は、食材だけではなく、様々な物資や人、文化を運ぶ交流の道であった。朝廷や貴族との結びつきから始

また都との交流は「鯖街道」の往来を通じて、市民生活と結びつき、街道沿いに社寺・町並み・民俗文化財などによる全国的にも稀有なほど多彩で密度の濃い往来文化遺産群を形成した」としています。これは「都とのつながり」、「海と都をつなぐ街道往来の拠点」の2点、28の文化財群、4つのストーリーから構成され、その一つが「鯖街道の起点一湊町・小浜の賑わい」で、海と都を繋ぐ一大港湾都市であった小浜の繁栄ぶりがテーマです。私が先に西組の魅力として述べたことと重なります。

人口減少、過疎化が問題となり、地域の衰退が現実化しています。地域が元気になるためには、そこに住む人が「地域に誇りを持つこと」が必要で、地域の誇りの源として、オンリーワンである地域特有の歴史遺産は極めて重要な要素です。歴史遺産は地域の文化の独自性やアイデンティティを具体的に示しており、各地に残る様々な文化遺産は、これを作った人々が何をめざしたか、それが人間社会に何をもたらしたのかを、私たちに語りかけてくれるからです。そこに住む人はこれらを通して自己とその地域を確認することが出来、これが愛着へとつながるといえます。すなわち、歴史遺産は、まちづくりの手がかりを与えていているのです。歴史遺産は、個人にとっての精神的な価値であり、住民にとって精神的なつながりのシンボルとなります。

文化財保護法は、法隆寺金堂壁画の焼損が契機となって、1950年に議員立法により制定された経緯があります。文化財はいったん壊れたら元には戻せません。その適切な保存と活用、地域の文化財を活かしたまちづくりを担うのは人です。先に述べた歴史文化基本構想を単なる計画で終わらせることなく、小浜らしいまちづくりを実行して行く人材を育成することも急務です。そのためには、人材や予算を確保することも必要になります。市民の皆様が、広く議論し、これを深める必要があると考えています。



講演の様子1



講演の様子2

6 小浜西組 新マスタープラン 2018



なつかしい あたらしい あたたかい

小浜西組 新マスタープラン 2018

小浜西組 新マスタープラン策定委員会

シンボルマーク

小浜西組が重要伝統的建造物群保存地区に選定され10年が経ちました。

これを機にシンボルマークの変更を行います。

これまでの「10本のベンガラ格子をデザインしたシンボルマーク」

を基調としつつ、中心部分に西組を照らす太陽と広がる海をイメージし、

イベントなどでも使いやすく、一目で西組と分かるデザインとしました。

今後は西組関連のイベントや印刷物へ積極的に活用して行きます。



ベンガラ格子が灯る町 ~なつかしい未来を目指して~

後瀬山と小浜湾との間に町家や寺社が軒を連ねる古い町並み小浜西組。

古くは大陸文化の玄関口として、近年には北前船の寄港地として栄え、海からの恵みや物資が鰐街道を通じて京の都へと送られた歴史を持つ古き良き日本が感じられる港町です。400年前に武田元光の城下町として武家屋敷と町家が混在する町並みが形成されました。京極高次により雲浜の地に城が移された後は商家町として発展し、その文化は各家に残る屋号や地割などでその名残をとどめています。2008年にその町並みや文化が高く評価され、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。

かつて賑わいを見せたこの地域も、人口減少の波には逆らえず私たちが幼いころに通った近所の商店は少なくなり空家も目立つようになりました。また、学校へ一緒に通った同級生たちも気が付けば西組から離れて暮らしているのが現状で少し寂しい感は否めません。

しかし、重伝建選定から10年が経ち建物の保存や街路の整備は徐々に進み、「まちは人が住んでこそ」との想いから「ベンガラ格子が灯るまち」を掲げ、様々なイベントや事業に取り組んだ結果、徐々に町並みが見直され訪れる方も増えているように感じます。

海があり、山があり、寺社があり、商家、茶屋がある。これだけ多様な文化を有するのは、日本各地に指定されている重要伝統的建造物群保存地区の中でも、小浜西組だけではないでしょうか。

また、小浜西組には、建物や町並み以上に豊かな「人の繋がり」があります。地域のお地蔵さんを祭る子供たちの夏の風物詩「地蔵盆」　区民が一体となり子供からお年寄りまで真剣に取り組む「放生祭」　家と家が密着しているからこそ生まれるお互いを気遣う心や、他人を思いやれる近所付き合い・・・・

近年は、人の繋がりが希薄になり、近所付き合いを煩わしいと感じている人も多いと思います。しかし、改めてこの土地の歴史や風習、文化、人と人の繋がりなど、長い時間かけて築き上げてきた「まちの宝」をもう一度見つめ直し、今の時代に合った形でよみがえらせることが出来れば、住む人が誇れる西組らしい「なつかしい未来」を築いていけるはずです。

重伝建地区の選定から10年経った今、次の10年、100年先の未来へ　このすばらしい地域と人々の暮らしを紡いでいくために、小浜西組町並み協議会ではこれまでのテーマ「ベンガラ格子が灯るまち」の精神を引き継ぎながら、マスタープランを改定し実行していくます。

「なつかしい未来」を目指すための小浜西組のまちづくり

町家 de ワイワイ！

—商いを通じて町の賑わいを取り戻す—

- ①協議会として町家を所有し、常に人が集う「まちづくり」拠点をつくる
- ②かつて西組に点在した商店を復活させ子どもたちや大人が集う場所を作る
- ③シェアオフィスやチャレンジショップスペースとして町家での開業をサポート
- ④三丁町商店街組合を中心とした事業展開（町家deフェスタなど）
- ⑤縁日の復興を目指して定期的な「町家deマルシェ」を開催
- ⑥西組で開業する際の補助制度の確立
- ⑦空家の情報収集と活用に向けたオーナーとの調整

町家 de ドキドキ！

—人と人が交流する場所づくり—

- ①ゆるく気軽に参加できる「まちづくり塾」の開設
- ②町家で定期的な音楽・映画イベントの開催
- ③小浜湾と人魚の浜を生かしたまちづくり
- ④旧小浜小学校跡地（後瀬山城史跡）の活用

町家 de ピーヒャラ！

—祭り文化の発展と継承、そして交流—

- ①放生祭を通じて住民交流を促進し、移住者や地区外の住民も交流できる場所を作る
- ②放生祭の国重要無形民俗文化財の選定を目指す

町家 de トントン！

—町家改修の技術をより多くの人と共有することで、改修工事を促進—

- ①快適な町家のライフスタイル（三世代住居対応町家など）の提案
- ②年度末に改修物件の見学会ツアー開催
- ③改修物件コンテスト・写真コンテスト
- ④学生によるD I Y町家リノベーションや空き家での生活体験
- ⑤建築学科の大学生に小浜の町家についての研究や、空き家の活用コンペ開催

町家 de スクスク！

—宝物である子どもたちをまちぐるみで育む地域へ—

- ①西組の中心部分に子育て支援施設や自習室を設置
- ②地域で子どもを育てる事業計画（寺子屋の創設など）の策定
- ③自然や寺社を活用して、子どもたちが遊びながら学べる教育事業を展開
- ④小浜市内の中高生対象に西組での職場体験（建築や鉄工所、カフェなど）や体験学習（荒壁付けのワークショップなど）、出前授業を実施

町家 de ニコニコ！

—安心・安全なまちづくり—

- ①一門一灯の行燈を各戸へ設置・普及
- ②各区での自主防災組織の充実と防災グッズ整備の推進
- ③防火システムの確立、ハザードマップの周知徹底
- ④小浜西組への移住ガイド「暮らしの手引き」の発行

町家 de フムフム！

—地域で暮らす人たちの誇りづくり—

- ①古地図を元に地割が現在とどう違うかまち歩きツアー開催（後瀬山トレッキングなど）
- ②地域をフィールドにしたミステリーツアー（お寺巡りなど）の企画

町家 de モグモグ！

—御食国ならではの食を軸にした地域の盛り上げ—

- ①小浜西組の飲食店によるラリーや食べ歩きツアー
- ②食文化館と連携したイベント開催

町家 de テクテク！

—車が中心ではなく、人を中心とした道へ—

- ①空き地を利用した駐車場の確保と路上駐車禁止・アイドリングストップ運動
- ②一年を通して歩行者の安全を確保するために通過車両の速度抑制（ゾーン30）
- ③ゴミの落ちていない道、海岸を目指す活動（ゴミ拾いイベント開催など）

7 修理修景事業の記録

【平成21年度事業内容】

修理修景事業内容 修理 3件、修景 0件
主屋 3件

事業内容一覧

番号	保存番号	種別	所在地	事業	補助対象事業費	補助額
1	240	主屋	飛鳥 102-2	修理	13,823,250	8,000,000
2	234	主屋	飛鳥 97	修理	11,052,300	8,000,000
3	239	主屋	飛鳥 102-1	修理	10,101,000	8,000,000



240 (修理前)



240 (修理後)



234 (修理前)



234 (修理後)

【平成22年度事業内容】

修理修景事業内容 修理 5件、修景 0件
主屋 4件、土蔵 1件

事業内容一覧

番号	保存番号	種別	所在地	事業	補助対象事業費	補助額
1	184	主屋	香取 3-1	修理	8,178,450	6,542,000
2	186	主屋	香取 3-3	修理	2,628,150	2,102,000
3	39	土蔵	鹿島 40	修理	6,477,450	5,000,000
4	35	主屋	鹿島 38	修理	7,808,850	6,247,000
5	187	主屋	香取 3-4	修理	3,846,150	3,076,000



35 (修理前)



35 (修理後)



187・186 (修理前)



187・186 (修理後)

【平成23年度事業内容】

修理修景事業内容 修理 6件、修景 0件
主屋 2件、土蔵 2件、付属屋 2件

事業内容一覧

番号	保存番号	種別	所在地	事業	補助対象事業費	補助額
1	18	主屋	鹿島 19	修理	7,726,950	6,180,000
2	19	付属屋	鹿島 19	修理	5,086,200	2,000,000
3	20	土蔵	鹿島 19	修理	3,491,250	2,792,000
4	36	付属屋	鹿島 38	修理	4,297,650	2,000,000
5	37	土蔵	鹿島 38	修理	7,071,750	5,000,000
6	241	主屋	飛鳥 106	修理	10,087,350	8,000,000



18 (修理前)



18 (修理後)



241 (修理前)



241 (修理後)

【平成24年度事業内容】

修理修景事業内容 修理 9件、修景 3件
 主屋 4件、離れ 1件、付属屋 1件、薬医門 1件、
 山門 1件、表塀 2件、山門袖 1件、下屋 1件

事業内容一覧

番号	保存番号	種別	所在地	事業	補助対象事業費	補助額
1	4	薬医門	男山2	修理	9,325,050	5,000,000
2	72	山門	鹿島83	修理	6,318,900	5,000,000
3	-	山門袖	鹿島83	修景	2,963,100	500,000
4	101	主屋	白鳥59	修理	2,545,200	2,036,000
5	102	主屋	白鳥60	修理	1,782,900	1,425,000
6	220	主屋	飛鳥64	修理	7,207,200	5,765,000
7	42(工作物)	表塀	飛鳥64	修理	4,238,850	1,000,000
8	-	表塀	飛鳥64	修景	3,878,700	500,000
9	-	下屋	飛鳥64	修景	1,074,150	644,000
10	263	主屋	飛鳥89	修理	11,728,500	8,000,000
11	264	付属屋	飛鳥89	修理	3,084,900	2,000,000
12	265	離れ	飛鳥89	修理	2,921,100	2,000,000



72 (修理前)



72 (修理後)



263 (修理前)



263 (修理後)

【平成25年度事業内容】

修理修景事業内容 修理 5件、修景 4件
主屋 6件、本堂 1件、庫裏 1件、前柵 1件

事業内容一覧

番号	保存番号	種別	所在地	事業	補助対象事業費	補助額
1	266	主屋	住吉1	修理	12,348,000	8,000,000
2	261	主屋	鹿島67	修理	11,079,600	8,000,000
3	-	主屋	鹿島67	修景	3,087,000	1,852,000
4	138	主屋	浅間28	修理	10,035,900	8,000,000
5	192	本堂	香取8	修理	2,791,385	2,233,000
6	193	庫裏	香取8	修理	3,273,750	2,619,000
7	-	主屋	飛鳥64	修景	4,126,500	2,475,000
8	-	主屋	香取15	修景	14,368,200	4,000,000
9	-	前柵	香取15	修景	581,700	349,000



261 (修理前)



261 (修理後)



138 (修理前)



138 (修理後)

【平成26年度事業内容】

修理修景事業内容 修理 6件、修景 0件
主屋 4件、本堂 1件、庫裏 1件

事業内容一覧

番号	保存番号	種別	所在地	事業	補助対象事業費	補助額
1	49	主屋	鹿島 46	修理	12,070,760	8,000,000
2	169	主屋	大原 14	修理	11,584,080	8,000,000
3	173	本堂	大原 37-1	修理	6,241,320	4,993,000
4	174	庫裏	大原 37-1	修理	8,958,600	5,000,000
5	267	主屋	飛鳥 14	修理	19,580,400	8,000,000
6	268	主屋	飛鳥 71	修理	10,051,560	8,000,000



49 (修理前)



49 (修理後)



267 (修理前)



267 (修理後)

【平成27年度事業内容】

修理修景事業内容 修理 4件、修景 0件
主屋 2件、付属屋 1件、薬医門 1件

事業内容一覧

番号	保存番号	種別	所在地	事業	補助対象事業費	補助額
1	50	付属屋	鹿島 46	修理	3,997,080	2,000,000
2	155	薬医門	浅間 84	修理	5,811,480	4,649,000
3	269	主屋	飛鳥 101-2	修理	7,187,412	5,749,000
4	270	主屋	飛鳥 101-1	修理	7,595,950	6,076,000



155 (修理前)



155 (修理後)



269・270 (修理前)



269・270 (修理後)

【平成28年度事業内容】

修理修景事業内容 修理 2件、修景 2件
主屋 3件、付属屋 1件

事業内容一覧

番号	保存番号	種別	所在地	事業	補助対象事業費	補助額
1	237	主屋	飛鳥 100	修理	6,377,400	5,101,000
2	238	付属屋	飛鳥 100	修理	2,303,640	1,842,000
3	-	主屋	飛鳥 99	修景	1,435,320	861,000
4	-	主屋	飛鳥 82-1	修景	10,930,680	4,000,000



237 (修理前)



237 (修理後)



飛鳥 82-1 (修景前)



飛鳥 82-1 (修景後)

【平成29年度事業内容】

修理修景事業内容 修理 6件、修景 0件
主屋 6件、

事業内容一覧

番号	保存番号	種別	所在地	事業	補助対象事業費	補助額
1	271	主屋	鹿島4	修理	17,847,000	8,000,000
2	256	主屋	鹿島39	修理	13,005,360	8,000,000
3	116	主屋	貴船69	修理	10,123,920	8,000,000
4	153	主屋	浅間77	修理	7,479,000	5,983,000
5	272	主屋	香取13	修理	10,496,520	8,000,000
6	273	主屋	香取64	修理	11,115,360	8,000,000



271 (修理前)



271 (修理後)



272 (修理前)



272 (修理後)

【平成30年度事業内容】

修理修景事業内容 修理 5件、修景 0件
主屋 5件、

事業内容一覧

番号	保存番号	種別	所在地	事業	補助対象事業費	補助額
1	274	主屋	鹿島 11	修理	9,064,440	7,251,000
2	75	主屋	鹿島 95	修理	8,033,040	6,426,000
3	87	主屋	白鳥 3	修理	9,533,600	7,626,000
4	117	主屋	貴船 73	修理	8,032,068	6,425,000
5	118	主屋	貴船 73	修理	6,233,706	4,986,000



274 (修理前)



274 (修理後)



75 (修理前)



75 (修理後)

8 資 料

小浜西組伝統的建造物群保存地区保存計画より抜粋

修理基準一覧

区分		修理基準内容
建築物	位置・規模	建築当初の形式、その後の改造を明らかにして、伝統的形式を尊重しつつ、前述の家屋の外観を維持するための修理を行う。 また、伝統的形式にそぐわない改造・修理が加えられたものは、復原を基本とした修理を行う。
	構造・階数	同上
	屋根	同上
	庇	同上
	外壁	同上
	開口部	同上
	意匠・形態・材料・色彩・その他	同上
工作物	設備機器等	通りから見えないような配置・形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、伝統的町並みと調和する材料・仕上げ・着色をした目隠しをし、外観上目立たないようにする。
	門・屏	伝統的な規模・意匠等を保持し、修理して保存する。
	屋外広告物等	同上
環境物件	木材の伐採	原則として維持とし、歴史的風致を著しく損なう場合は伐採しないものとする。やむを得ず伐採するときは、代わる植栽を行うものとする。
	土石類の採取	原則として維持とし、採取後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。

修景基準一覧

区分		修景基準内容
建築物	敷地割	現状維持を原則とする。
	位置・構造	原則として伝統的な位置を踏襲し、主体構造は木造とする。
	階数・高さ	建造物の階数は2階以下で、原則として高さを現在のまま（軒高18尺以内）とし、周囲の町並みと調和させるものとする。ただし、3階建て以上の場合は、道路から見えない高さおよび位置とする。
	屋根	原則として平入りとする。 屋根は日本瓦葺きとし、色合いはいぶしとする。
	外壁	漆喰塗、土塗壁、板貼など和風の仕上げとする。
	庇	日本瓦葺き、または板葺き、もしくは銅板葺きとする。
	雨樋	伝統的景観に調和したものとする。
	軒裏・軒先	軒裏は垂木の表わしとする。化粧軒裏の場合は、鼻隠しを打たない。
	開口部	1階の開口部（戸口を除く）は、原則として木質構えとする。 格子・出格子、むしこ窓がある場合は、これを踏襲する。
	色彩	伝統的建築様式に合致、または準ずるものとする。
工作物	設備機器等	通りから見えないような配置・形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、伝統的町並みと調和する材料・仕上げ・着色をした目隠しをし、外観上目立たないようにする。
	屏	外壁・庇と同じように和風の仕上げとする。構造が木造以外の場合も、外観は木造のようなデザインにする。
屋外広告物等	屋外広告物等	掲出数は必要最小限とし、規模・位置・色彩等については、周囲の景観に調和したものとし、自家用以外の広告物は設けない。

許可基準一覧

区分		許可基準内容
建築物	敷地割	現状維持を原則とする。
	位置、規模	歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	構造、階数	構造は、原則として木造とする。ただし、用途等によりやむを得ず他の構造とする場合は、外部意匠を考慮し、伝統的様式と調和を図る。 階数は原則として2階以下とする。ただし、3階建ての場合は、道路から見えない位置とする。
	屋根	歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	庇・軒	同上
	外壁	同上
	開口部	同上
	意匠、形態、材料、色彩、その他	同上
工作物	塀	歴史的風致を著しく損なわないものとする。
	屋外広告物等	同上
車庫・駐車場		駐車場を設ける場合は、原則として塀や垣等を設けるなどして外部から見えないようにし、歴史的風致を著しく損なわないものとする。また、車庫の場合は、建築物の許可基準に従うものとする。
土地の形質の変更		変更後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。空き地が生じた場合は、歴史的風致を著しく損なわないよう、管理運用を図る。
木竹の伐採・植栽		伐採・植栽後の状態が歴史的風致を著しく損なわないものとする。
土石類の採取		採取後の状態が、歴史的風致を著しく損なわないものとする。

選定10周年記念
重要伝統的建造物群保存地区
小浜西組～共に歩み 未来へ繋ぐ～

発行日 平成31年3月
編集発行 小浜市教育委員会 文化課
印刷 有限会社 平田印刷